平成２２年（フ）第２６４号
新潟市中央区上大川前通５番町99番地　シャトー上大川前209、前住所新潟市中央区上大川前通５番町58番地14　ホテルオークラ新潟上大川寮308号
債務者　川崎　和美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６５号
新潟市北区朝日町３丁目５番29号
債務者　松原美佐子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７０号
新潟市東区松崎１丁目15番29号　ホワイトタウン松崎Ⅱ102号、前住所新潟県上越市仲町３丁目６番２号　インペリアルハイツ406号
債務者　高橋　奈々（旧姓瀧澤）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７５号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字小廻間１番地24　宮津団地23棟303号
債務者　政岡みどり
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
三重県津市本町24番６号
債務者　金子　善子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０号
三重県津市河芸町千里ケ丘24番地８
債務者　嶋谷　健三
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１号
三重県津市河芸町千里ケ丘24番地８
債務者　嶋谷志津代
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３６号
三重県伊賀市土橋68―１　アネックスシャンテ505、前住所・住民票上の住所三重県津市中央12番５号　ハートフル202号室
債務者　一森　　栄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１号
滋賀県東近江市建部堺町13番地４
債務者　岡崎　藍子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１００号
滋賀県東近江市小脇町2379番地６
債務者　根本　景子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１４号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦993番地
債務者　西野工務店こと　喜多　文男（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４６０号
神戸市灘区大石南町１丁目５番５号
債務者　辰己　清高
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３８号
神戸市長田区大丸町１丁目13番７号小鯛マンション205号
債務者　池田　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４６号
神戸市東灘区御影本町６丁目３番25―103号
債務者　村島　弘之
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５１号
神戸市灘区岩屋北町７丁目１番16号　第１ナツメマンション103号
債務者　樽　あけみ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目13番７号、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪4298番地の１
債務者　赤松　祐治
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目16番12号　シューパレス101
債務者　須崎　えみ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係